



# アメリカにおける 遺骨返還を巡る問題

市川守弘 弁護士

## 1 アメリカにおける遺骨及び副葬品収集の歴史

**American Indians and the Law**  
(Bruce Duthu 著) から

### ア 研究者による盗掘

19世紀、政府の助成を受けた「研究者」がインディアンの墓をあばき、首を切り離して持ち去った。

目的は、「インディアンは白人と比べて知的に遅れた者であることを証明し、滅び行く民族であることを確認するため」であった。

### イ 民間人による盗掘

経済的利益のため、またインディアンに対する敵意、倒錯した愛好家のため、等のために盗掘された。

当時の白人社会の一般的なインディアンに対する軽蔑感が根底にあった、とされている。

### ウ ジェロニモの例（アパッチの伝説的人物）

エール大学の秘密組織「頭蓋骨と骨の髄」(the Skull and Bones)はオクラホマ（フォートシル）にあったジェロニモの墓をあばき頭蓋骨を持ち去り、大学の「墓」と称する場所に持ち込んだ。盗掘当時フォートシルにいたプレスコット・ブッシュ

(George W. Bushの祖父で1917年エール大学卒業)を含む秘密組織のメンバーがジェロニモの墓をあばき、頭蓋骨を持ち去ったということであった。この情報は、サンカルロスアパッチ(the San Carlos Apache tribe)が80年代中ごろになって、匿名の秘密組織メンバーから得た。最近まで、この行為は学生らの悪ふざけとしてされていたが、この秘密メンバーが1918年に書かれた手紙が発見され、それには盗掘したのはこの秘密組織とK nightと呼ばれる盗掘者で行なわれたこと、頭蓋骨だけでなく大腿骨や鞍の一部も掘り出されていたことが分かった。

## 2 1990年連邦法の制定

The Native American Grave Protection and Repatriation Act (先住民墓地の保護と返還法)

### ア 遺骨、副葬品の通商、輸送、販売の禁止

**イ 返還の相手はトライブであるが、トライブは、法的な単位としてのトライブに限らず、インディアンのグループや地域社会(community)を含み、直系の子孫へも返還。**

### ウ 調査の義務付け

遺骨、副葬品を管理する連邦職員及び博物館は、目録を作成し、その有する情報に可能な限り基づいて特定をする。

目録の作成と特定は、トライブ政府や宗教リーダーなどとの協議に基づいて完成しなければならない。その期間は5年間とする。

目録作成、特定に当たっての博物館の誠実義務を規定する。

### エ この法律制定への背景

80年代以降のインディアンの権限拡大の運動、法廷闘争、多くの支援者(団体)の活動。

### オ The Native American Grave Protection and Repatriation Act (先住民墓地の保護と返還法)に関する判例

1996年、コロンビア河岸で9,300年前の人骨が発見された(Kennewick Manと呼ばれる)。この人骨は今までの北アメリカでは全く存在しなかった、コーカサス地方の特徴を有している、と複数の専門家によって報告された。

コロンビア川周辺のインディアントライブ政府はNAGPRAに基づいて所有権を主張し、科学者の研究

## いちかわ・もりひろ さん

札幌弁護士会所属。アイヌ遺骨返還請求訴訟原告代理人。『北海道電力〈泊原発〉の問題は何か』（共著、寿郎社、2012年）など著書多数。北大開示文書研究会会員。

結果に反対した。

連邦職員は、法律に従いこの人骨を科学者の手からインディアン・トライブへの返還を決定したため、科学者グループが人骨を取り戻す訴訟を提起した。科学者らは初期の人類がどこから北米に渡ってきたか、初期の北米にいた人類についての極めて重要な情報が明らかになると主張していた。

連邦地裁、連邦高裁は、この人骨と現在のコロンビア川周辺のインディアン・トライブとに関連性を見出せないとして人骨のインディアン・トライブへの引渡しを認めなかった（2004年高裁判決）。

これ以外にも

the National Museum of the American Indian Act

the Archeological Resources Protection Act

などがある。

### トライブ

（英）tribe 民族学的には「部族」、法的には「トライブ政府」の意味。主権の単位として「Government」と認められている。